

市第11号議案

横浜市消防団員賞じゅつ条例の一部改正

横浜市消防団員賞じゅつ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年5月20日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市消防団員賞じゅつ条例の一部を改正する条例

横浜市消防団員賞じゅつ条例（昭和27年9月横浜市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「扶養親族〔」を「扶養親族（」に改め、「掲げる者」の次に「及び配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、他に生計の途がなく主として団員の扶養を受けていた者に限る。）」を加え、「〕の」を「）の」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（賞じゅつ金の内払）

- 2 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の横浜市消防団員賞じゅつ条例の規定に基づいて支払われた賞じゅつ金は、この条例による改正後の横浜市消防団員賞じゅつ条例の規定による賞じゅつ金の内払とみなす。

提 案 理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市消防団員賞じゅつ条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市消防団員賞じゅつ条例（抜粋）

$\left(\begin{array}{cc} \text{上段} & \text{改正案} \\ \text{下段} & \text{現 行} \end{array} \right)$

（賞じゅつ金の種類及び金額）

第 2 条 賞じゅつ金の種類及び金額は、次のとおりとする。

(1) 殉職者賞じゅつ金

この額は 30,000,000 円以下とし、功績の程度及び 扶養親族（非扶養親族〔非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号。以下「令」という。）第 2 条第 3 項各号に掲げる者及び配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、他に生計の途がなく主として団員の扶養を受けていた者に限る。）をいう。以下同じ。）の状況に応じ別表第 1 に定めるところによる。

（第 2 号省略）